

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱を廃止する要綱

制定 令和3年3月26日

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、この要綱による廃止前の京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）による助成金の交付を受けて実施した補助事業等については、廃止前の要綱は、なお効力を有する。